

「年金記録確認第三者委員会報告書」作成までの経緯

○平成 21 年 3 月 31 日

梶谷委員長が鳩山総務大臣（当時）と会談

※報告書の作成について大臣の了解を得る。

○平成 21 年 4 月 13 日

年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議
開催

※第三者委員会設置後 2 年を期に、今後の取組に向け、これまでの
第三者委員会の活動を踏まえ、第三者委員会の活動の総括を行っ
ていくことについて、意見交換を行った。

○平成 21 年 6 月 16 日

第 9 回年金記録確認中央第三者委員会基本部会 開催

○平成 21 年 6 月 23 日

第 10 回年金記録確認中央第三者委員会基本部会 開催

○平成 21 年 6 月 24 日

「年金記録確認第三者委員会報告書」を委員長から総務大臣に手交

報告書の概要

I はじめに

報告書作成の趣旨・目的について

II 第三者委員会の活動の概要

○委員会設置以来の経過

- ・基本方針の作成、先例の調査審議、全国委員長会議等の開催
- ・委員会体制の強化

○事案処理のこれまでの実績

- ・処理実績
- ・平成19年度申立事案処理の政府目標の達成
- ・平成20年度申立事案の処理状況

III 基本方針に基づく公正・迅速な事案処理

1 基本方針に沿った運営及び手続の確保

○関連資料・周辺事情の収集活動

○申立人からの意見聴取

○全国の第三者委員会の審議の統一性の確保のための取組

- *全国委員長会議等の開催、事務室職員に対する研修、中央委員会事務室による事案処理の事前相談の実施等

○申立てから処理が終わるまでの処理期間について

- *社保事務所受付から約8か月（うち第三者委員会受付から約6か月）いずれも平成21年2月時点と比べ約2か月の短縮

○再申立てについて

○提出資料に虚偽の疑いがある申立て等への対応

III 基本方針に基づく公正・迅速な事案処理

2 処理事案の分析

- あっせん・訂正不要の判断事由の分析
 - * 国民年金・厚生年金・脱退手当金の各制度ごと・事案類型ごとに、あっせんとなった事案・訂正不要となった事案にみられる傾向の分析
- あっせん率の地域差の分析
 - * 申立事案の内容自体に地域差があることが、あっせん率の地域差が生じる要因となっていることについて分析

IV 年金記録問題において第三者委員会の活動が果たした役割

- 約7万件について審査を行い、年金記録の回復を実施
- 社会保険庁年金記録審査チームと第三者委員会との比較
 - * 社会保険庁チームにおいて記録訂正が認められなかった事案
→ 第三者委員会のあっせん率 74%
- 厚生年金特例法の制定・施行
 - * 基本方針において新法制定を提言
- 第三者委員会による未統合記録の発見・認定
- 厚生年金における不適正な遡及訂正事案のあっせん
- 社会保険事務所段階における職権訂正の実施

V 今後の課題と取組

- 平成20年度申立事案に係る処理目標の達成
 - * 平成20年度申立事案に係る新たな政府目標の達成への全力の取組
- ねんきん定期便等への対応
 - * 本年度のねんきん定期便等による過去の標準報酬額の相違などに関する先例の蓄積と円滑な調査審議
- 今後の新たな申立てへの対応体制
 - * 第三者委員会が臨時の組織として緊急に総務省に設置されて2年が経過し、この間、ねんきん特別便等に係る申立てに対応し、調査審議を積み重ねてきている。
 - * 一方、本年4月から継続的に毎年実施されるねんきん定期便の送付が開始され、また、年金業務の実施体制は来年1月には政府とは別の法人である日本年金機構に移行されるため、第三者委員会を含め今後の年金記録確認体制の構築の検討を政府に期待

V 今後の課題と取組

(1) 平成 20 年度申立事案に係る処理目標の達成

第三者委員会は、平成 20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとするとの政府目標の達成に、全力を挙げて取り組むこととしている。

これまでも事案の処理を速やかに行うため、先例の蓄積を踏まえて国民年金及び厚生年金の事案の類型化を行い、社会保険事務所段階における職権訂正の実施と対象の拡大を推進してきたが、引き続き脱退手当金の事案を含めてその範囲の拡大に努める。また、社会保険庁に対して社会保険事務所段階における職権訂正による記録回復の推進を求める。

また、例えば賞与支払届の届出漏れの場合など、同じ事業所において複数の被保険者等が該当する場合に、被保険者等が申立てを行う事務負担を軽減しつつ記録の訂正を迅速に進めるため、事業主による一括申立ての促進を図ることとしている。

さらに、既に扱った事案の処理の過程で、同一事業所又は同一地域における申立人以外の者について、記録回復の可能性や申立人と同一の取扱いが必要と認められる可能性があることが明らかとなった場合などについては、当該事業所や関係自治体等に情報提供や申入れを行うよう努める。

(2) ねんきん定期便等への対応

平成 21 年 4 月から社会保険庁が実施している「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金の被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報に分かりやすく通知し、確認を求めるために行われているものであるが、本年度は、特に、ねんきん特別便には含まれていなかった厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額などの幅広い情報をすべての被保険者に通知することとなっている。また、これとは別に本年中に年金受給者についても同様の内容の通知が送付されることとなっている。

これに伴って、送付された記録内容に関する申立て、特に標準報酬月額・賞与額が本来の額と異なる旨の申立てが多数行われることが予想される。

第三者委員会においては、標準報酬相違に関する先例の蓄積を行ってきたところであり、これを踏まえて調査審議の円滑な実施を図ることとしている。

ねんきん定期便が開始されたことを踏まえ、今後、新たな記録問題を起

てさないための予防策が必要である。第三者委員会の経験に基づけば、社会保険庁における保険料納付や事業主の資格得喪等の届出等に関する資料・データをきめ細かく長期保存することを徹底することが必要である。また、厚生年金特例法の適用事案においては、事業主による保険料控除の有無が問題になるが、給与明細書等の長期保存を個人や事業主に強いることは困難であることから、ねんきん定期便等を通じて、保険料納付額等が正しいかどうかを本人が定期的に確認することを徹底することなども必要である。

これらの具体的な対策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待するものである。

(3) 今後の新たな申立てへの対応体制

第三者委員会は、年金記録問題解決の一環として、過去の年金記録確認のための臨時の第三者機関として、緊急に設置された組織であり、このため、総務省設置法に既にあるあっせん権限を用いて総務大臣から社会保険庁長官に対し、あっせんを行い、社会保険庁長官は、閣議決定に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うこととしたものである。

これまでに、第三者委員会では、平成 20 年に全被保険者及び年金受給者を対象として送付されたねんきん特別便の通知内容に基づく申立てなどを含め、第三者委員会に対する申立てを受け付け、調査審議し、あっせん等の結論を得てきている。

その一方で、本年 4 月からは、ねんきん定期便の送付が始まっており、今後も継続的に毎年実施されるものである。また、来年の 1 月には年金実施体制も政府とは別の法人である日本年金機構に移行することとなっている。

このため、当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する。